

# 愛知県国土利用計画審議会第40回特別委員会会議録

## 日時

平成21年7月24日(金) 午後3時から午後5時まで

## 場所

愛知県自治センター 5階 研修室

## 出席した委員

後藤 澄江 志水 暎子 清水 裕之 竹中 千里  
藤田 素弘 (5名)

## 出席した幹事

地域振興部土地水資源課長(事務局兼務)	知事政策局企画課長(代理)
環境部自然環境課長(代理)	産業労働部産業立地通商課長(代理)
農林水産部農業振興課長(代理)	農林水産部農地計画課長(代理)
農林水産部林務課長(代理)	農林水産部森林保全課長(代理)
建設部都市計画課長(代理)	建設部道路維持課長(代理)
建設部河川課長(代理)	建設部住宅計画課長(代理)
建設部建築指導課長(代理)	企業庁企画調整課長(代理)

## 出席した事務局職員

地域振興部土地水資源課長	高田憲一
地域振興部土地水資源課主幹	上手哲也
課長補佐	本多宣和
主任主査	三輪政男
主査	前野貴生
主任	中島好泰

1．開会（事務局：上手主幹）

2．あいさつ

高田土地水資源課長

3．議題

愛知県国土利用計画（第四次）の試案について

（1）説明

資料により、事務局から説明。

（2）質疑

（竹中委員）

持続可能な県土管理という表記と、持続可能な県土利用という表記があるが、後者のほうが適切ではないか。

（事務局）

県土利用のほうが一般的であるが、今回新たな視点として、多様な主体による県土管理ということで、これまでの土地所有者による管理だけでなく、地域の住民や企業等の多様な主体による管理ということに重点を置くため、このような県土管理という表記となりました。

（清水委員）

土地利用に関して、いろいろな立場の人が主体的、能動的に関わっていくという姿勢を表しているのですね。

（後藤委員）

協働による県土管理というような意味ですね。

（竹中委員）

持続可能と管理がうまくつながらず、何かことばが足りないような気がする。

（清水委員）

少し分かりづらいということですので、それではことばをもう少し考えてみてください。多様な主体による県土管理という趣旨はいいと思います。

（清水委員）

基本理念の部分は変更が難しいのか。

（事務局）

基本理念は、本文中では「県土利用の基本構想」の中の「基本方針」の中にあるもので、いわゆる憲法のような部分となっています。

(清水委員)

本文中に出てくる大事なキーワードがいくつかあって、それがこの基本理念の中に必ずしも入っていないような気がするが。

(竹中委員)

例えば循環共生ということばが入っていない。

(清水委員)

先ほど話にあった多様な主体による管理や循環共生、低未利用地の有効利用等のキーワードがあると思うが。

(事務局)

この基本理念の部分は、もともと国土利用計画法の冒頭にある基本理念からの引用となっており、ここでは公共の福祉といった抽象的なものですが、次の基本方向の箇所でもより具体的に循環と共生等が出てくるような構成にしております。

(清水委員)

今回の改定の目玉となるような項目が一目ではっきり分かる資料としてほしい。どこが変更部分で新しく盛り込まれたのか等がよくわからない。

(事務局)

今後は、この第四次計画の特徴等がもう少し分かりやすくなるような資料としたいと思います。

(志水委員)

本文中に、食料等の安定供給と自給率の向上、優良農地の確保ということばが出てくるが、そのために具体的にどうしていくのか。

(事務局)

農地の保全に関しては、前回特別委員会で藤田委員からご指摘がありました。そのときは、農地をもっと区分できないか、例えば優良なところ、まあまあ優良なところ、開発してもやむを得ないところ等に区分して、面積等の目標を定めるなど数値管理できないかということでしたが、これはなかなか難しいというのが実状です。そういった農地の区分は流動的でその時点時点で変わってってしまうということがあります。

(清水委員)

まず優良農地の定義が無いのではないかと。土地利用から見た優良農地と、農業生産から見た優良農地とおそらく異なってくるのではないかと思うが。

(幹事：農業振興課)

優良農地といった場合、いろいろな捉え方があるのですが、一つは、農業振興地

域の中の農用地区域、いわゆる青地と呼ばれる区域を優良農地とする考え方です。もう一つは、20ヘクタール以上の大きな団地規模で高性能農業機械が入る農地が優良農地とする考え方で、高性能機械が入るとは三反区画くらいの農地が連担していればそのような機械が入るだろうということです。

(清水委員)

そうすると、青地というのは基本的には規制がかかっているところで、20ヘクタール以上というのは大きなまとまりになったところなので、優良農地を確保する土地利用とは、できるだけまとまった農地はくずさないようにし、また分散された農地はできるだけまとめて集約していくというようなことが、どこか記述中にあると分かりやすいのではないかと。

(藤田委員)

優良農地が今後どうなっていくかというのは数値では押さえられないということですね。今回の本文等と見ると今後の土地利用に関する課題への取組みとして、例えば多様な主体による県土管理や、利用区分を横断的に見て相互の関連性に留意するなど新しい概念を入れたというのは感じているが、今後、数値把握が難しいということであればどのような形でこの審議会等へフィードバックされるのか。そのようなフィードバックができるような仕組みが必要ではないか。質的な変化等が数値で捉えられないのであればどのようにそれを捉えていくのか。

(事務局)

話が違つかもかもしれませんが、例年この審議会に懸案となっておりました土地利用基本計画の図面変更に関しては、国と協議中ではありますが、森林地域の縮小案件は後追いで確認するだけということから、包括的な取扱いができるよう検討中があります。この土地利用基本計画もそうですが、年1回の審議会の中で、国土利用計画の管理のようなことをやっていかなければならないのではないかと考えております。現在進行中の開発案件の動向や、許認可の件数の動向は把握しておりますので、その場所等も含め国土利用計画の管理として何か示すことはできないかと内部で検討しているところです。

(清水委員)

いろいろな土地利用の状況を毎年いろいろとチェックできるような具体的データを審議会に示すということを現在考えているわけですね。

先ほど藤田先生の話にあったのは、優良農地なら青地や20ヘクタール以上のまとまりのある農地がどのくらい減ったかというデータや、例えば農地で他は減ってもこの20ヘクタール以上のまとまりのあるところは残っているだとか、そういっ

たものを示してもらえると分かり易いのではないか。

(事務局)

それはかなり難しいのではないかと思います。

(清水委員)

それは分かるのだが、先ほどの話は、そういういろいろなデータで管理するようなシステムがあるといい、ということだと思う。

例えば低未利用地ということばがあってそれを活用するとなっているが、低未利用地の定義と低未利用地がどのように活用されたかということを見ているように、本文中に書いてあることをチェックできるような仕組みが必要ではないか。

(藤田委員)

本文中では、立派というかすばらしい提案がなされているが、どのようにフィードバックされて今後フォローされるのか。

(事務局)

そのような仕組みづくりを考え、土地利用に関して総合的な観点から意見を聴くというのが審議会の本来の大きな機能だと考えております。

(清水委員)

是非お願いしたい。そのようなデータや資料を見るだけでも少しずつ意識が変わっていくと思う。

(藤田委員)

例年の審議会で上がってくる個別案件は、個別法や地元等で調整された案件なので、例えば優良農地がこれだけ減るのはけしからん、バツだ、と言うのは難しいと思うが、全体として数値データ等を出してもらって、これはちょっとまずいのではないか、補助金なり税制なり全体で何か支えるシステムが必要ではないかという議論とか、既存の事業が機能しているか等の施策評価のような議論ができるとうち少し有意義ではないか。

(事務局)

ご指摘のとおりだと思います。

(清水委員)

本文中で、一段落中の文章が多いとか、読んでいてよく分からない部分がある。

(竹中委員)

読んでいて一文がすごく長くて読みづらいので、もう少し簡潔な文章にまとめてもらいたい。例えば本文3ページ冒頭部分は何がどこにつながっているのかよく分

からない。いろいろな次元の話が入っていたり、すごくよく使われていることばが入っていたりするが、もう少し整理してもらいたい。

（事務局）

文章のボリュームが多いところは、さらにその下に項目を作らないと分かりづらい部分があるので、検討したいと考えています。

（清水委員）

検討後に修正した本文を後でメール等で送ってもらえるといい。最初のところが非常にわかりにくい気がする。

（藤田委員）

リニモに関する記述の箇所だが、例えばだいたいこのくらいの宅地は開発できそうとか、そういった具体的な数値目標等はまだこれからということか。

（幹事：都市計画課）

都市計画としては、具体的に人口が不足して開発が行われるという担保があっから各種協議を行いますので、先にある地点・地域の具体的な数値を出すということは農林漁業調整上からもなじまないと考えております。

（藤田委員）

リニモ沿線の宅地開発でいうと、リニモというインフラをもっと有効利用していくためには、沿線人口を増やさなければならないと思うし、駅周辺であれば利便性も高いので、是非進めていくというような文言であればいいと思うが、もう少し具体的な記述があるとよりいいのではないか。

（清水委員）

それに関連して、例えばリニモのところで沿線開発するというのは有効利用のために大事なことだと思うが、逆にこの新しい計画の中に、環境と共生とかそのモデル都市を目指すとか、そういったことを入れることができるのか。

（事務局）

国土利用計画にはこの県計画のほかに市町村計画があり、長久手町は昨年度に町計画を策定したところです。その中ではリニモ沿線の住宅開発やリニモの利用促進を含めたまちづくりということがかなり積極的に盛り込まれておりますので、具体的な施策は今後、町として住民の意向を踏まえながら進めていくと思われま。本文では、環境の保全及び地域の市町村の意向に十分配慮し、ということばで表現しているところです。

（清水委員）

実際にはいろいろな施策を行っていると思うので、それを具体的に文言として入

れられればいいと思う。

(後藤委員)

細かいところですが、4ページの県土の基本方向のところ、土地利用の量的調整については...の文章のところ、個別に見れば意味が分かるが、最後の部分とうまくつながらない。

(事務局)

この部分は(ア)で土地利用の量的調整について、(イ)で土地利用の質的向上について記述しています。量的調整では、当面増加する都市的土地利用に対し土地の高度利用や低未利用地の有効利用を進めていくということを記述しています。

(清水委員)

もっと区切って簡潔に分かり易くしたほうがいい。

(後藤委員)

3つの段落でいずれも土地利用の量的調整について記述しているのに、そのように読み取りにくいので文章を工夫したほうがいい。

(事務局)

もとの文章に新たなことばを挿入し継ぎ足しているので、長文となり分かりにくくなっていると考えられます。今後素案作成に向けて修正していきたいと考えております。

(志水委員)

基本的な話だが、この本文を読むのは具体的に誰なのか。この長い文章に慣れている人向けなら別だが、多くの県民向けということであれば、2、3行程度の文章にして小見出しをつけるなど読み易く分かり易くしてもらいたい。

(清水委員)

これは第三次計画をベースにそれに継ぎ足したりしているのですよね。

(事務局)

第三次計画がもともと長い文章で、また国が定めた全国計画にも長文が多く見られます。

(清水委員)

計画本文を読んでもらう対象としては地域の自治体職員はじめ住民を含めた多くの関係者ということですね。

(事務局)

この国土利用計画は県議会の議決を要する計画であり、議案という形で提出されます。そうすると整理の仕方として、前回の議案本文と今回のそれがどう違うのか

という説明が出てくるので、前回本文をベースに今回は新しくこれを追加するとか、ここは前回のままとか、そういう形で作られてきたということがあります。今回の改定が、そのような議案提出の形で前計画をベースに文言修正ということにするのか、それとも一般の県民向けに簡潔な文章で読み易くするのが、現段階でははっきりしていなかったということで、この試案では議案提出のスタイルとなっております。先ほどの話で、今回の改定で、多くの方が分かり易いように本文を変えたほうが良いということであれば、検討したいと考えます。

(清水委員)

是非そうしてください。読み易いほうが良いと思う。

(志水委員)

経緯はよく分かりました。前回計画にとらわれずに今回はこのように分かり易く簡潔にしました、ということが良いと思います。

(藤田委員)

この概要という資料はどういった位置づけか。一般向けということか。

(事務局)

これは審議会への説明資料としてまとめたものです。

最終的に本文ができたときには、これとは別に一般向けに分かり易く内容を記述した概要版をつくる予定です。

(藤田委員)

今回資料のこの概要は少し分かりにくい気がする。また重複した表現が多いように思う。

目標数値のところでは、採草放牧地の面積が激減しているが、理由は何か。

(事務局)

採草放牧地はもともと面積が小さいため、面積の増減が変化率では大きく出てしまう傾向があります。今回の目標面積は最近の減少率の趨勢から算出しております。

(竹中委員)

愛知県の畜産を今後どうしていくかという展望が入ってこないのか。

(事務局)

今回の試案では、趨勢の減少傾向の延長から算出しております。政策的に採草放牧地を増やすとか、少なくとも現状維持するということであれば、そういった数値とすることは可能です。

(竹中委員)

先ほどの農地のことと同様で、愛知県全体で産業構造をどうするかということと



関係しているので、ただトレンドの延長ということではなく、もっと前向きにこうしなければ、というのがあったいいのではないかと。

(清水委員)

本来この数値目標には、そういった各部局の課題や問題意識等が出ているのですよね。そのときに、この試案を見て気になったのが、本文中の記述とこの目標数値が合っていないと感じた。宅地は未利用地を使うと言いながら、5パーセント増加しているとか、あるいは農地がなぜ8パーセント近く減少するのか等いろいろと疑問がある。

(竹中委員)

今のことに関連して、生態的なまとまりを考慮した生態系ネットワークの形成とありますが、それは何をするかというと、例えば緑地をもっと増やして拡げていくということであれば、その緑地を何パーセント増やすとか、そういうところが見えるようにするべきではないかと。

(事務局)

利用区分は、それぞれ統計上捕捉できるもので定義されており、公園や緑地については、その他の区分の数値に紛れてしまうこととなります。個別に関係部局の公園緑地課から聞いたところでは今後緑地を増やしていくということですし、森と緑づくり事業でも都市の緑化や保全に取り組んでいくということで緑地は増えると考えています。

(清水委員)

私が目標面積を出すなら、宅地は95パーセントくらいで減とし、農地や森林は100数パーセントで増とするなど分かり易くするのだが、そうではなく例えば農地で数値が減っているのは、農地保全の意思はあっても農業就業者の減少等から宅地にならざるを得ないというようなことがあるからでしょうか。

(事務局)

宅地にならなければ耕作されない土地が増えるということになってしまうので、そうなるよりは別の利用目的に使えるような状況にしていく、また耕作地として再び使えるようなら再利用していくということで、目標数値でいえば前回計画時の減少率よりある程度抑えた数値としています。

(清水委員)

農地面積の減少をもっと抑えて95パーセントくらいにならないのか。

(幹事：農業振興課)

農地といっても国有でも県有でもなく個人の財産であることからその意向とい

うものが第一にあります。それを前提にまず農地法という規制法があって、その規制によりここまではできるとか、これはできないとかいう線引きが決められている中で、個人の意思、県民の意思が反映される状況といえます。

例で言うと、農地を工場用地として貸した場合は、それを農地として貸した場合と比べるとだいたい100倍くらいの金額の差が出てきます。農地として貸して1000円とすると、工場用地では10万円です。当事者ならどちらを選びますか、ということになります。我々農業振興の立場から是非農地にと勧めるのですが、農地法の枠組みの中で許されているのであれば、それ以上の歯止めはなかなかかけられないという現実があります。

(清水委員)

事情はよく分かるが、それをどこかで転換しなければいけないと思う。日本の土地利用の法律が海外と比べると緩いので、どこかの時点でどういうふうに変換していくかということだと思う。そこでこの目標面積で転換率を低く設定することでそういった姿勢を示していくべきではないかと考える。

(竹中委員)

目標値の決め方はそのとおりだと思う。今回の計画の特徴で県民が主体となって県土管理していくといいながら、今の農地の話を聞いていると、目標面積を定めてもどうにもならないのではないかという気が少ししてしまった。また、県民が主体となって管理していくということは、逆に言うと県としては県民に任せてしまって責任を転嫁してしまうとも受け取れるので、行政の立場でも一定の役割をしっかりと果たしていくべきではないかと感じる。

(清水委員)

最初のほうの話で出たが、毎年の審議会でも土地利用の状況について議論して、それを施策なりにフィードバックできるようになると、多少は変わっていくかもしれない。

(竹中委員)

5ページのところに、能動的に取り組んでいく、という記述があるが、その主体は県ということか。

(事務局)

これは全国計画にある記述からの引用であるが、行政側からも積極的に関わっていくという趣旨が含まれていると受け取っております。

(竹中委員)

であればそれをきっちり記述してもらって、住民の合意形成が大事だけれども場

合によっては行政が積極的に関わって指導していくというようなことを書いたほうがいいのではないか。

(事務局)

ここでいう合意形成というのは、県もそうですが、市町村やコミュニティ等が是認するという意味合いであって、地域の合意形成とか地域の実情に即してというのは、どちらかというとし町村レベルの意向が十分反映されるような形でということだと考えています。県の意向と地元市町村の意向が相反する場合が出てくるのが当然考えられ、例えば企業立地を進めたい市町村はそういった施策を推進していくことになります。

(清水委員)

そこで、文中ではその箇所後に、土地利用の影響の広域性を踏まえ地域間の適切な調整を図ることが重要である、となっているのですね。

(清水委員)

課題となっている農地と宅地が混在する地域の記述が少なく、前計画ともあまり変わっていないが、例えばまとまりのある農地はできるだけ保全していくとか、コンパクトな市街地形成を図るとか、生態系ネットワークを考慮し森林保全や河川整備を進めるとか、そういったところの記述がかなり大事だと思うが。

(事務局)

ここは、全国計画にはない区分で、県計画では必要と考えて独自に設けてきた部分であるが、記述が足りないということであれば、検討していきたいと思います。

(清水委員)

例えば、新川流域や境川流域の防災上のこと等いろいろな課題がこの部分にはあると思うので書き加えられるのであればお願いしたい。

(竹中委員)

18 ページに、循環型社会の形成に向け...廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ必要な用地の確保を図る、とあるが、必要な用地とは何か。

(事務局)

産業廃棄物等の廃棄物処分場用地のこと等を指しています。

(藤田委員)

同じ箇所で、低炭素社会の構築を目指すとか良好な大気環境の保全という記述がありますが、もう一步進めて考えると、農地をこれだけ残すということと合わせてこれらの土地からの農業生産高がどうなるのかとか、森林で言えばCO2削減にどれだ

けつながらるかとか、そういった評価ができる資料があるともっと分かり易いと思う。

（事務局）

森と緑づくり事業での森林の間伐等は、CO<sub>2</sub>の吸収源対策として森林面積と吸収量の関係が勘案されていると思うが、そのような具体的なデータとなると把握が難しいと考えられます。

（竹中委員）

それは森林面積だけでなく、間伐等手入れをしたか、高齢林かどうかということ等があり、面積数値だけでは把握できず、いろいろな要素が入ってくる。

（清水委員）

それは先ほどの優良農地ということで言うと、森林の中でも優良森林がどれだけでどうなっているか、というようなことで森林の質に関わってくる大事なことだと思う。

本文では、枕ことばとその方向性を指すことばの間が切れている気がするので書き加えが必要ではないかという気がする。

（後藤委員）

地域類型別のところで、都市地域、農地と宅地が混在する地域、農山漁村地域、自然維持地域とあるが、県内各地域がこの4つの類型に分類されているのかどうか、利用区分との関係はどうかを説明してほしい。

（事務局）

利用区分については、市町村ごとに統計データ等から算出しており、尾張、西三河、東三河の三地域に分類することができます。4つの地域類型は、具体的に地域を指しているわけではなく概念的な類型です。例えばこの類型の都市地域とは、都市計画法上の都市計画区域というよりは市街化区域を中心とした人が多く住んでいる地域というイメージです。

（竹中委員）

5ページの緑地・水面等の保全・創出による環境負荷の低減とあるが、具体的にどういうことか。

（事務局）

都市部におけるヒートアイランド現象等を念頭に置いた記述と考えています。

（竹中委員）

該当箇所の前の部分で物質循環の記述があって、そのようには読めないのでも、文章を分けて記述したほうがよい。いろいろなところから切り貼りして文章が長くなっているようなのでもう少し整理したほうが良いと思う。

県土の美（うるわ）しさということばを選んだ理由は何か。

（事務局）

これは、あまり一般的ではありませんが、今回の全国計画で新しく盛り込まれたことばで、本文中にその定義の記述があります。

4．閉会（清水委員長）